

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和3年9月7日

奈良地方法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手續の表示

手續番号	令和3年第25号
対象土地	奈良県大和高田市三和町458番11
	奈良県大和高田市三和町458番10